

■ 飯田市特別用途地区建築条例及び同規則

条 例	規 則
<p>飯田市特別用途地区建築条例</p> <p>平成19年12月20日 飯田市条例第65号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。</p> <p>(特別用途地区内における建築物の建築の制限)</p> <p>第3条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該特別用途地区における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認め許可した場合においては、この限りでない。</p>	<p>飯田市特別用途地区建築条例施行規則</p> <p>平成19年12月20日 飯田市規則第74号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別許可の申請の手続等)</p> <p>第2条 条例第3条第1項ただし書の規定による許可（以下「特別許可」という。）を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、特別許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書面を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項表1の(い)項及び(ろ)項（地盤面算出表を除く。）に掲げる図書</p> <p>(2) 縮尺、方位、土地の境界、地番、地目並びに土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物に関して権利を有する者の氏名を明示した地籍図</p> <p>(3) 隣接する建築物の用途及び敷地を示した図面</p> <p>(4) 特別許可を必要とする理由書</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、特別許可をしたときは、特別許可通知書（様式第2号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、特別許可をしないときは、特別許可をしない旨の通知書（様式第3号）に第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。</p> <p>(意見の聴取の公告)</p>

2 市長は、前項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）を
 する場
 合にお
 いては、あ
 らかか
 じめ、当
 該特例
 許可に
 利害関
 係を有
 する者
 の出頭
 を求め
 て公開
 による
 意見の
 聴取を
 行い、
 かつ、
 飯田市
 都市計
 画審議
 会条例
 （昭和
 44年
 飯田市
 条例第
 67号）
 の規定
 に基づ
 ぐ飯田
 市都市
 計画審
 議会会
 長の意
 見を聴
 かなく
 ばなら
 ない。
 3 前項の
 規定は、
 特例許
 可を受
 けた建
 築物の
 増築、
 改築若
 しくは
 移転又
 は用途
 の変更
 （これ
 らのう
 ち、規
 則で定
 める場
 合に限
 る。）に
 ついて
 特例許
 可をす
 る場
 合にお
 いては、
 適用し
 ない。

（適用の除外）

第4条 前
 第1項
 の規定
 は、同
 項の規
 定に適
 合せず
 若しく
 は適合
 しない
 部分を
 有する
 現に存
 する建
 築物又
 は現に
 建築若
 しくは
 用途の
 変更を
 する場
 合にお
 いては、
 適用し
 ない。

(1) 増築
 又は改
 築が基
 準時（
 この項
 の規定
 により
 前条第
 1項の
 規定の
 適用を
 受けない
 建築物
 について、
 この項
 の規定
 により
 引き続
 き前条
 第1項
 の規定
 が改正
 された
 場合お
 いては
 改正前
 の規定
 を含む
 。）の
 適用を
 受けない
 期間の
 始期を
 いう。以
 下同じ。
 ）にお
 ける敷
 地内にお
 けるも
 のであ
 り、か
 つ、増
 築又は
 改築後
 におけ
 る延べ
 面積及
 び建築
 面積が
 基準時
 におけ
 る敷地
 面積に
 対して
 それぞ
 れ法第
 52条第
 1項、第
 2項及
 び第7
 項並び
 に法第
 53条の
 規定に
 適合す
 ること。
 (2) 増
 築後の
 床面積
 の合計
 は、基
 準時にお
 ける床
 面積の
 合計の
 1.2倍
 を超え
 ないこ
 と。

(3) 増
 築又は
 用途の
 変更後
 の前条
 第1項
 の規定
 に適合
 しない
 用途に
 供する
 建築物
 の部分
 の床面
 積の合
 計の1.
 2倍を
 超えな
 いこと。

2 前項
 の規定
 は、前
 条第1
 項の規
 定に適
 合する
 に至つ
 た建築
 物又は
 建築
 物の部
 分につ
 いては、
 適用し
 ない。

（委任）

第5条 この
 条例に
 定める
 ものほ
 か、こ
 の条例
 の施行
 に関し
 必要な
 事項は、
 市長が
 規則で
 定める。

第3条 市
 長は、
 条例第
 3条第
 2項の
 規定に
 よる意
 見の聴
 取を行
 う場
 合にお
 いては、
 その特
 例許可
 をしよう
 とする
 建築物
 の建築
 の計画
 並びに
 意見の
 聴取の
 期日及
 び場所
 を期日
 の3日
 前まで
 に公告
 するも
 のとする。

（特例許可に当たり意見の聴取等を要しない場合）

第4条 条
 例第3
 条第3
 項の規
 則で定
 める場
 合は、
 次に掲
 げる要
 件に該
 当する
 場合と
 する。

(1) 増
 築、改
 築若し
 しくは
 移転又
 は用途
 の変更
 が特例
 許可を
 受けた
 際にお
 ける敷
 地内にお
 けるも
 のであ
 ること。

(2) 増
 築若し
 しくは
 改築又
 は用途
 の変更
 後にお
 ける条
 例別表
 右欄に
 掲げる
 建築物
 の用途
 に供す
 る部分
 の床面
 積の合
 計が、
 特例許
 可を受
 けた際
 におけ
 る当該
 部分の
 床面積
 の合計
 を超え
 ないこ
 と。

（補則）

第5条 この
 規則に
 定める
 ものほ
 か必要な
 事項は、
 市長が
 別に定
 める。

<p>(罰則)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主</p> <p>(2) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条に掲げる違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく大規模集客施設制限地区に係る特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。</p> <p>【告示日：平成20年1月1日】</p> <p>(飯田市手数料条例の一部改正)</p> <p>2 飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。</p> <table border="1" data-bbox="1077 1131 1189 2049"> <tr> <td>8</td> <td>飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可</td> <td>1件</td> <td>180,000円</td> </tr> </table> <p>別表第2に次のように加える。</p> <p>附 則（平成23年3月25日条例第9号）</p> <p>この条例は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく工業専用地区に係る特別用途地区に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。</p> <p>【告示日：平成24年1月13日】</p>	8	飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可	1件	180,000円
8	飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可	1件	180,000円		
<p>(罰則)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主</p> <p>(2) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条に掲げる違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく大規模集客施設制限地区に係る特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月31日規則第24号）（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の飯田市事務処理規則、飯田市職員の退職手当</p>				

附 則（平成30年3月27日条例第17号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	法別表第2（か）項に掲げるもの
工業専用地区	法別表第2（わ）項第2号から第8号までに掲げるもの（第5号にあつては、物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のものを除く。）

に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則、飯田市後期高齢者医療に関する規則、飯田市国民健康保険給付規則、飯田市自動車の放置の防止に関する条例施行規則、飯田市特別用途地区建築条例施行規則及び飯田市特定用途制限地域建築条例施行規則の規定は、施行日以後にされる処分に係る不服申立て又は施行日以後にされる申請に係る不作為に係る不服申立てについて適用し、施行日前にされた処分に係る不服申立て又は施行日前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月29日規則第39号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。